ASBJ

第 588 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(4)-3
日付	2026 年 11 月 17 日

プロジェクト	のれんの会計処理及び開示に関する検討
項目	第 586 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 586 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 20 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（のれんの減価パターンと償却期間及び償却方法に関する考え方の整理）

2. のれんの減価パターンと償却期間及び償却方法に関する考え方について、事務局の分析の内容は適切であり賛成する。

3. のれんのシナジー要素について、審議資料では取得企業側及び被取得企業側の両面を含む結合後企業の効果に焦点を当てて説明されているのに対して、日本基準は被取得企業側に着目している側面が強いと考えられる。このため、両者の関係について考慮して、今後の分析を行うことが考えられる。

4. 一般的に、M&A 案件の買収価格を算定するにあたって、継続企業要素（GC 要素）とシナジー要素のそれぞれを考慮した上で買収価格を決定するという実務が一定程度定着していると考えられるため、「償却の開始時期」の論点については GC 要素とシナジー要素とを分けて分析を行うことも考えられる。

（今後の検討の進め方）

5. のれんの償却期間及び償却方法に関する検討の進め方について、事務局の方針に基本的に賛成する。

6. 「回収期間との関係」及び「償却の開始時期」に関する課題は償却期間の本質を問う議論であるのに対して、「償却期間に関する予見可能性」に関する課題については、一定の割り切りを行い償却期間について特定の年限を定めることが、関係者にプラスになる可能性があるかという議論であると理解している。両者のアプローチは異なるが、いずれも検討の価値があると考える。

7. 「回収期間の関係」に関する課題と「償却期間に関する予見可能性」に関する課題が相互に関連していることを踏まえると、併せて議論を進める必要があると考える。

8. 「償却期間に関する予見可能性」に関する課題については、一般的に、ディールの終わりの段階まで償却期間が決まらないという課題認識が議論の出発点であったと理解している。この点、「効果の及ぶ期間」の考え方の整理を進める中で、これまでよりも早い段階で償却期間を決定することを可能にする方策を見出すことができるのではないかと期待する。

9. 日本基準においては、取得原価の配分（PPA）の暫定的な会計処理が一定期間認められており、現行の実務はこれらの定めに基づいて行われていると考えられる。このため、現行実務への影響を十分に考慮しながら、慎重に検討を進める必要があると考える。

以　上